

高槻市告示第 398 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

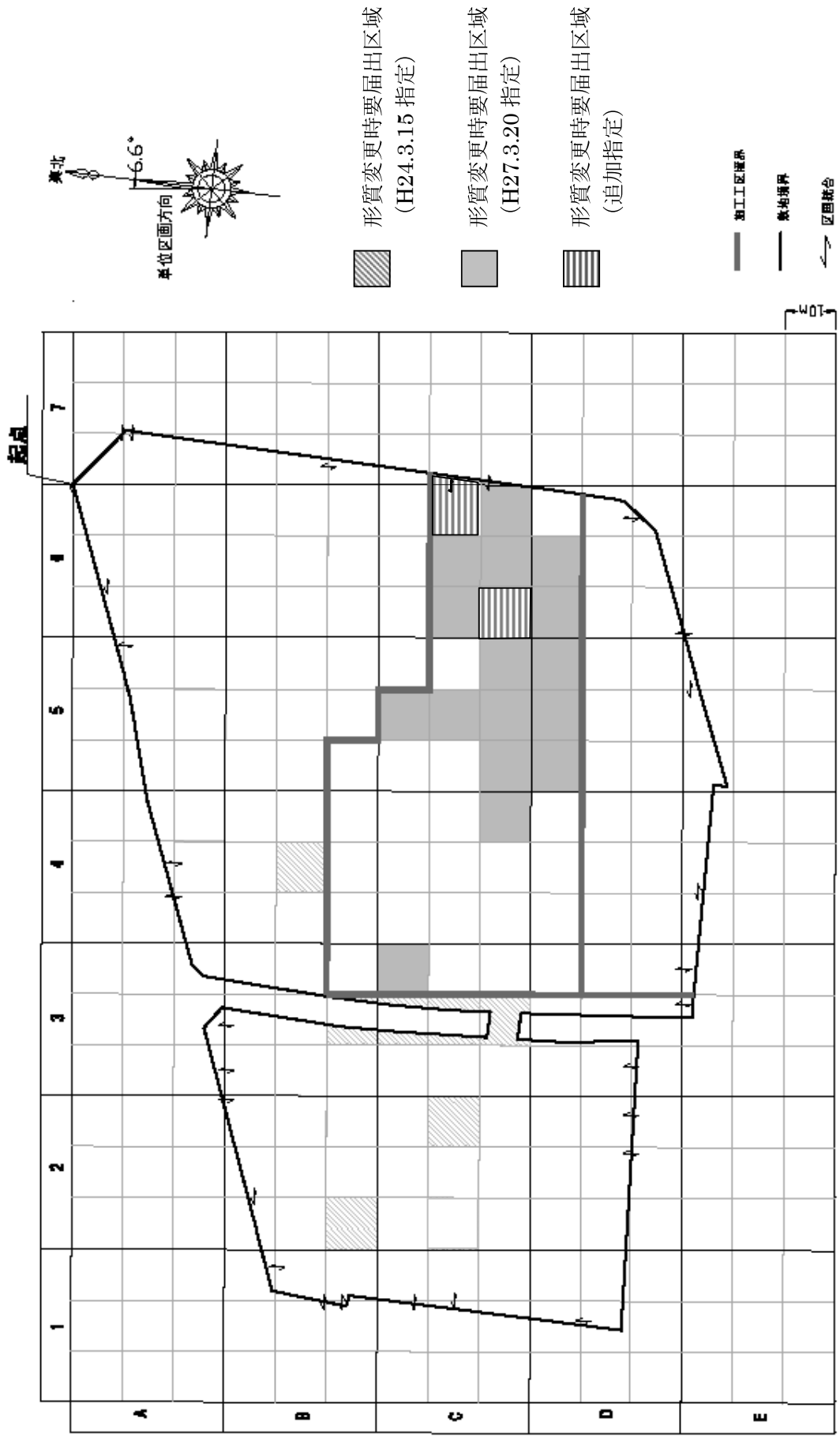
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として指定する。

平成 27 年 7 月 24 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 形質変更時要届出区域として指定する土地の区域
高槻市古曾部町一丁目 135 番 1、136 番 1、137 番 1 の各一部
（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



起点の位置は北緯34度51分23.52627秒、東経135度37分16.59549秒。世界測地系ではX座標-128787.563m、Y座標-34829.832m、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第九号)の宮城市の基準座標では(座標系原点:北緯36度0分0.0000秒、東経136度0分0.0000秒)、起点を互点として起点を互時計方向に順にB、C、D、E、Aと区画した。

別図. 形質変更所要届出区域